

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福岡県新宮町長

## 公表日

令和8年1月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした事務を行っている。</p> <p>(1) 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 予防接種の実施及び接種履歴管理</li> <li>② 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力</li> <li>③ 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答</li> <li>④ 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</li> <li>⑤ 予防接種実費徴収</li> <li>⑥ 新型インフルエンザの予防接種</li> </ul> <p>なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録を登録管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表 14項 2 番号法第9条第1項 別表 126項 3 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 4 平成26年内閣府・総務省令第5号第67条の2 5 番号法第19条第16号 6 番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25,26,28,153,154項</p> <p>【情報照会】番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25,27,28,29,153,154項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課 子育て支援課
②所属長の役職名	健康福祉課長 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	新宮町総務課 庶務係 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231(内線214)
-----	--

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	新宮町健康福祉課 健康づくり担当 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目3番1号 092-962-5151 新宮町子育て支援課 母子保健担当 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-963-2995
-----	--

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した
---------

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[ ○ ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。特定個人情報を扱う電子機器(パソコン)は外部(インターネット等)に接続されていない。また、当該情報を外部に持ち出す際には上長による承認が必要である。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉課長 桐島 光昭	健康福祉課長 山口 望美		新規の評価書に併せて提出
令和3年2月12日	事務の概要		追加「⑥新型インフルエンザの予防接種」		
令和3年2月12日	3 個人番号の利用 法令上の根拠		追加「2 番号法第9条第1項 別表第一 93の2項」		
令和3年2月12日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		追加「別表第2項番 115の2項		
令和4年2月28日	I 1.②事務の概要		追加「(2)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
令和4年2月28日	I 1.③システムの名称		追加「ワクチン接種記録システム(VRS)」		
令和4年2月28日	I 3.個人番号の利用		追加「番号法第19条第15号」		
令和4年2月28日	I 3.個人番号の利用		追加「番号法第19条第5号」		
令和4年2月28日	I 4.②法令上の根拠	別表第2 115の2項	【情報提供】番号法第19条第7号 別表第二 16-2,16-3,18,115の2項		
令和4年2月28日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号	福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目3番1号		
令和4年2月28日	II 1.評価対象の事務の対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
令和4年2月28日	II 1.いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点		
令和4年2月28日	II 2.特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満		
令和4年2月28日	II 2.いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点		
令和4年5月13日	I 1.②事務の概要		追加「(2)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
令和4年5月13日	I 3.個人番号の利用	「番号法第19条第15号」「番号法第19条第5号」	「番号法第19条第16号」「番号法第19条第6号」		
令和4年7月15日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	「番号法第19条第7号」	「番号法第19条第8号」		
令和4年7月15日	IV 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを	3.課題が残されている	2.十分である		
令和4年7月16日	IV 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムとの接続	3.課題が残されている	2.十分である		
令和4年7月17日	IV 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	3.課題が残されている	2.十分である		
令和4年7月18日	IV 7.特定個人情報の保管・消去	3.課題が残されている	2.十分である		
令和4年7月19日	IV 8.監査	[ ]自己点検 [ ]内部監査	[○]自己点検 [○]内部監査		
令和4年7月20日	IV 9.従業者に対する教育・啓発	3.課題が残されている	2.十分である		